③ 弁護士に依頼して「養育費請求調停」や「強制執行」申立てを行う場合の補助

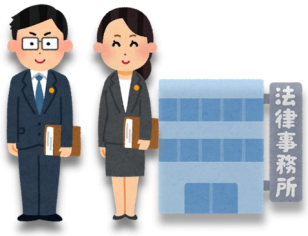
◆ 補助対象について

補助対象	着手金	実費
補助対象詳細	弁護士費用のうち**着手金**	実費負担金のうち、 ・申立てに係る **収入印紙代** ・申立て時に裁判所に求められる **予納切手代** ・申立てに必要な戸籍謄本・住民票などの **公的書類発行手数料** ※ 裁判所への交通費、公的書類を郵送請求するための切手代などは対象外
補助上限	100,000円	50,000円
申請時期	**着手金支払い前**	裁判所で申立てした翌日から**6ヶ月以内**



※注意※　支払い後の申請は対象外です！

◆ 申請の流れ



弁護士相談（弁護士事務所など）

市に事前相談（奈良市役所子ども給付課）

弁護士と契約

弁護士へ着手金支払い前に申請を！！

着手金申請の場合

実費申請の場合

着手金 書類提出《交付申請》
（奈良市役所子ども給付課）

前金払いを希望するとき

前金払いを希望しないとき

着手金 入金
（奈良市から申請者本人 もしくは弁護士へ）

担当弁護士によって支払時期が異なる場合があります

本人から弁護士へ支払い

※ 弁護士・本人で準備をします。
※ 領収書などは必ず保管してください！



裁判所へ申立ての準備
（対象費用）申立てに係る**収入印紙代**や**予納切手代**、**戸籍謄本**などの**公的書類発行手数料**

調停申立て ／ 強制執行申立て（家庭裁判所 ／ 地方裁判所）
申立書を3部(本人控含む)用意し、受領印をもらいましょう！！

実費 書類提出《交付申請》
（奈良市役所子ども給付課）

実績報告時に同時に行うことも可能

着手金・実費 書類提出《実績報告》（奈良市役所子ども給付課）

入金

※裏面に続く

◆ 必要な書類（着手金・実費共通）

□ 戸籍謄本（離婚後・未婚の戸籍）【申】〈報〉

※ コピー可、発行から６ヵ月以内のもの
※ 申請者と該当の子が記載されているもの（親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要）

□ 世帯全員の住民票の写し【申】〈報〉

※ コピー可、発行から６ヵ月以内のもの
※ 本籍、続柄の記載があるもの（マイナンバー不要）
※ 公簿などで確認できる場合、省略可



□ 弁護士などと締結した契約書【申】

□ 申請者名義の通帳など振込口座のわかるもの〈報〉

※ 現在の氏のもの

○その他 記入必要書類

- 奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書（第１号様式）【申】
- 個人情報の取り扱いについての同意書【申】
- 重要事項説明についての同意書【申】
- 誓約書【申】
- 補助事業等実績報告書（第４号様式）〈報〉
- 奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書（第２号様式）〈報〉

＋ 着手金のとき

□ 弁護士からの請求書【申】



□ 弁護士からの領収書〈報〉

□ 事案の処理に着手したことがわかる書面【申】〈報〉

※裁判所への申立書の本人控（要受領印）など

【概算払い（前払い）を希望する場合のみ】

□○奈良市養育費確保支援事業補助金概算払請求書

【奈良市から弁護士などの口座に直接払いを希望する場合のみ】

□○委任状（第３号様式）
□○弁護士等直接口座振込における説明事項及び確認同意書
※ 弁護士などが確認し、同意のうえ記入が必要
□弁護士などの振込口座のわかるもの
※ 委任状に記入している口座情報等が確認できるもの（通帳のコピー、契約書の記載事項、振込先が記載された請求書など）

＋ 実費のとき

□ 対象費用の請求書【申】

□ 対象費用の領収書（弁護士発行）〈報〉

□○ 実費内訳報告書〈報〉
（弁護士が記入、もしくは弁護士に確認し申請者本人が記入）

□ 裁判所へ申立手続きしたことがわかる書類〈報〉

※裁判所への申立書の本人控（要受領印）など